

令和 5 年 度

会津若松市 一般会計 歳入歳出決算審査意見書
特別会計

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員

会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の着眼点	1
第4 審査の主な実施内容	1
第5 審査の実施場所及び日程	1
第6 審査の結果	1
第7 審査の意見	2
(1)一般会計意見	2
①収支状況	2
②歳入状況	3
1)財源種別からみた歳入の状況	
2)自主財源・依存財源の状況	
3)一般財源・特定財源の状況	
③歳出状況	7
1)目的別経費の状況	
2)性質別経費の状況	
④財政状況	10
1)財政指標の状況	
2)市債管理の状況	
3)基金の状況	
⑤まとめ	14
⑥用語説明	17
(2)特別会計意見	19
①収支状況	19
②一般会計からの繰入金	19
③特別会計の市債残高	20
④各特別会計の収支状況	21
1)国民健康保険特別会計	
2)観光施設事業特別会計	
3)扇町土地区画整理事業特別会計	
4)介護保険特別会計	
(3)財産に関する調書意見	29
①一般会計	29
②特別会計	30

凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」……該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
 - 「0.0」……数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
 - 「△(数値)」……負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

第2 審査の対象

令和5年度会津若松市一般会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第8節 決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 令和6年6月17日から同年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

第7 審査の意見

(1)一般会計意見

①収支状況(表1 一般会計 決算収支の状況、表2 実質収支比率の推移)

収支状況は次のとおりである。

表1 一般会計 決算収支の状況

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和4年度	前年度比較	
			増減額	増減率(%)
歳入決算額 (A)	55,506,554,189	60,300,005,107	△4,793,450,918	△7.9
歳出決算額 (B)	52,463,322,707	56,788,477,287	△4,325,154,580	△7.6
形式収支 (C) = (A) - (B)	3,043,231,482	3,511,527,820	△468,296,338	△13.3
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	260,871,096	188,692,850	72,178,246	38.3
実質収支 (E) = (C) - (D)	2,782,360,386	3,322,834,970	△540,474,584	△16.3
実質収支比率	9.5%	11.5%	—	—
単年度収支 (F) = 本年度(E) - 前年度(E)	△540,474,584	△903,039,420	362,564,836	—
財政調整基金積立金 (G)	138,116,866	1,148,115,326	△1,009,998,460	△88.0
地方債繰上償還金 (H)	697,625,000	0	697,625,000	皆増
財政調整基金取崩額 (I)	0	0	0	—
実質単年度収支 (J) = (F) + (G) + (H) - (I)	295,267,282	245,075,906	50,191,376	—

※歳入決算額(55,506,554,189 円)には、未還付額 2,531,651 円が含まれている。

表2 実質収支比率の推移(普通会計ベース)

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	類似団体平均 (令和4年度)	県内各市平均 (令和4年度)
実質収支比率	14.3	11.5	9.5	6.9	9.4

一般会計の収支については、歳入総額 55,506,554,189 円(前年度比 7.9%減)、歳出総額 52,463,322,707 円(前年度比 7.6%減)となり、歳入歳出差引残額(形式収支)は 3,043,231,482 円(前年度比 13.3%減)となった。

実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源 260,871,096 円を差し引くと 2,782,360,386 円(前年度比 16.3%減)となり、前年度と比較し 540,474,584 円の減となった。収支の黒字幅の指標として用いられる実質収支比率(実質収支額 2,782,360 千円÷標準財政規模 29,347,185 千円×100)は、9.5%(前年度比 2.0 ポイント減)となり、一般的に望ましいとされている3~5%を大幅に上回っている。

これは他市の令和4年度決算の数値と比較しても、全国の類似団体平均の 6.9%、県内各市平均の 9.4%を上回っている。

令和5年度の実質収支 2,782,360,386 円から令和4年度の実質収支 3,322,834,970 円を差し引いた

単年度収支は 540,474,584 円のマイナスとなった。これを令和4年度の単年度収支であるマイナス 903,039,420 円と比較すると、362,564,836 円の増となっている。

実質単年度収支については、財政調整基金の積増しや地方債の繰上償還を行った一方で、財政調整基金の取崩しがなかったことから、単年度収支より 835,741,866 円多い 295,267,282 円の黒字となった。

以上のとおり、令和4年度に引き続き、形式収支、実質収支及び実質単年度収支ともに黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった状況にはない。

②歳入状況

歳入については、令和4年度の 60,300,005 千円と比較すると 4,793,451 千円減の 55,506,554 千円となった。これは、市庁舎建設に係る「庁舎整備事業費債」等の減による「市債」3,280,700 千円の減や、「子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」等の減による「国庫支出金」1,615,634 千円の減が主な要因である。

その他にも、「繰越金」828,458 千円の減等があり、「普通交付税」309,122 千円の増等があったものの、歳入全体としては減要因の額が増要因の額を上回ったことによるものである。

1)財源種別からみた歳入の状況(表3 一般会計 財源種別 前年度比較)

財源種別からみた歳入の状況は次のとおりである。

表3 一般会計 財源種別 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
自主財源	23,433,290	42.2	23,694,480	39.3	△261,190	△1.1
依存財源	32,073,264	57.8	36,605,525	60.7	△4,532,261	△12.4
計	55,506,554	100.0	60,300,005	100.0	△4,793,451	△7.9

(単位:千円・%)

区 分	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
一般財源	35,138,395	63.3	35,936,906	59.6	△798,511	△2.2
特定財源	20,368,159	36.7	24,363,099	40.4	△3,994,940	△16.4
計	55,506,554	100.0	60,300,005	100.0	△4,793,451	△7.9

歳入状況を自主財源と依存財源の観点から見ると、令和5年度の自主財源は 261,190 千円(前年度比 1.1%)の減となり、依存財源も 4,532,261 千円(前年度比 12.4%)の減となった。自主財源の歳入総額に対する構成比率は 42.2%、依存財源の歳入総額に対する構成比率は 57.8%で、前年度と比べて

依存財源の比重が2.9ポイント低くなった。

一方、一般財源と特定財源の観点から見ると、令和5年度の一般財源は798,511千円（前年度比2.2%）の減となり、特定財源も3,994,940千円（前年度比16.4%）の減となった。一般財源の歳入総額に対する構成比率は63.3%、特定財源の歳入総額に対する構成比率は36.7%で、前年度と比べて特定財源の比重が3.7ポイント低くなった。

2) 自主財源・依存財源の状況(表4 一般会計 自主財源及び依存財源 前年度比較)

自主財源・依存財源の状況は次のとおりである。

表4 一般会計 自主財源及び依存財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分			令和5年度		令和4年度		前年度比較	
			金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
自主財源	市税		15,900,167	28.7	15,844,493	26.3	55,674	0.4
	内 訳	市民税	6,522,170	11.8	6,575,354	10.9	△53,184	△0.8
		固定資産税	7,855,842	14.2	7,757,095	12.9	98,747	1.3
		市たばこ税	1,048,486	1.9	1,057,800	1.7	△9,314	△0.9
		その他	473,669	0.8	454,244	0.8	19,425	4.3
		分担金及び負担金	279,799	0.5	283,252	0.5	△3,453	△1.2
	財産収入		61,264	0.1	117,148	0.2	△55,884	△47.7
	繰入金		1,182,623	2.1	1,136,847	1.9	45,776	4.0
	繰越金		3,511,527	6.3	4,339,985	7.2	△828,458	△19.1
	その他		2,497,910	4.5	1,972,755	3.2	525,155	26.6
	計		23,433,290	42.2	23,694,480	39.3	△261,190	△1.1
	依存財源	地方消費税交付金		3,156,113	5.7	3,182,198	5.3	△26,085
地方特例交付金		115,840	0.2	119,607	0.2	△3,767	△3.1	
地方交付税		11,207,853	20.2	11,042,685	18.3	165,168	1.5	
内 訳		普通交付税	9,577,682	17.3	9,268,560	15.4	309,122	3.3
		特別交付税	1,404,761	2.5	1,438,499	2.4	△33,738	△2.3
		震災復興特別交付税	225,410	0.4	335,626	0.5	△110,216	△32.8
国庫支出金		10,937,984	19.7	12,553,618	20.8	△1,615,634	△12.9	
県支出金		4,220,779	7.6	4,114,479	6.8	106,300	2.6	
市債		1,437,200	2.6	4,717,900	7.8	△3,280,700	△69.5	
その他		997,495	1.8	875,038	1.5	122,457	14.0	

	計	32,073,264	57.8	36,605,525	60.7	△4,532,261	△12.4
	合 計	55,506,554	100.0	60,300,005	100.0	△4,793,451	△7.9

令和5年度の自主財源については、「市税」55,674千円の増、「繰入金」45,776千円の増のほか、文化費寄附金など「寄附金」267,809千円の増や学校給食費収入など「諸収入」243,449千円の増等があるものの、「繰越金」828,458千円の減や「財産収入」55,884千円の減等により、全体として261,190千円の減となった。

また、依存財源においては、「普通交付税」309,122千円の増による「地方交付税」165,168千円の増等があったものの、市庁舎建設に係る「庁舎整備事業費債」、「臨時財政対策債」の減等による「市債」3,280,700千円の減、「子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」の皆減や、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金」の減等による「国庫支出金」1,615,634千円の減等により、全体としては4,532,261千円の減となった。

自主財源の根幹をなす「市税」については、「市民税」53,184千円の減や「市たばこ税」9,314千円の減があるものの、「固定資産税」98,747千円の増等により、全体としては55,674千円の増となり、令和5年度の市税収入は約159億円となった。より詳細に見ていくと、「市民税」のうち「個人市民税」については、コロナ禍からの回復や、物価高騰による賃上げ要求の高まりによる従業員の給与所得の増加が増収の大きな要因である。本市の「個人市民税」のうち給与所得の占める割合は約8割となっており、給与所得の動きに左右されるといえる。一方、「法人市民税」については、原材料高騰による経済的な影響等により減収となっている。また、「固定資産税」については、コロナ禍で控えていた家屋の新・増築の回復や、家屋や償却資産に係る固定資産税の復興特区における課税免除の減少により増収となった。さらに、「軽自動車税」は、重課適用の四輪車の増加等による増収、「市たばこ税」は、健康志向の高まり等による売払本数減少による減収、「入湯税」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の終了等による旅行者の増加による増収となっている。

従来、税収の上振れ(予算額に対する収入額の増収分)が見受けられてきたが、令和5年度決算においては約3億6百万円の上振れが生じている。

3) 一般財源・特定財源の状況(表5 一般会計 一般財源及び特定財源 前年度比較)

一般財源・特定財源の状況は次のとおりである。

表5 一般会計 一般財源及び特定財源 前年度比較

(単位:千円・%)

区 分		令和5年度		令和4年度		前年度比較	
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	市税	15,900,167	28.7	15,844,493	26.3	55,674	0.4
	内 市民税	6,522,170	11.8	6,575,354	10.9	△53,184	△0.8
	内 固定資産税	7,855,842	14.2	7,757,095	12.9	98,747	1.3
	内 市たばこ税	1,048,486	1.9	1,057,800	1.7	△9,314	△0.9
	内 その他	473,669	0.8	454,244	0.8	19,425	4.3
	地方消費税交付金	3,156,113	5.7	3,182,198	5.3	△26,085	△0.8
	地方特例交付金	115,840	0.2	119,607	0.2	△3,767	△3.1
	地方交付税	11,207,853	20.2	11,042,685	18.3	165,168	1.5
	内 普通交付税	9,577,682	17.3	9,268,560	15.4	309,122	3.3
	内 特別交付税	1,404,761	2.5	1,438,499	2.4	△33,738	△2.3
	内 震災復興特別交付税	225,410	0.4	335,626	0.5	△110,216	△32.8
	繰入金(財政調整基金)	0	0.0	0	0.0	0	—
	繰越金	3,511,527	6.3	4,339,985	7.2	△828,458	△19.1
	臨時財政対策債	249,400	0.4	532,900	0.9	△283,500	△53.2
	その他	997,495	1.8	875,038	1.4	122,457	14.0
	計	35,138,395	63.3	35,936,906	59.6	△798,511	△2.2
特 定 財 源	分担金及び負担金	279,799	0.5	283,252	0.5	△3,453	△1.2
	国庫支出金	10,937,984	19.7	12,553,618	20.8	△1,615,634	△12.9
	県支出金	4,220,779	7.6	4,114,479	6.8	106,300	2.6
	財産収入	61,264	0.1	117,148	0.2	△55,884	△47.7
	繰入金(財政調整基金を除く)	1,182,623	2.1	1,136,847	1.9	45,776	4.0
	市債(臨時財政対策債を除く)	1,187,800	2.2	4,185,000	6.9	△2,997,200	△71.6
	その他	2,497,910	4.5	1,972,755	3.3	525,155	26.6
	計	20,368,159	36.7	24,363,099	40.4	△3,994,940	△16.4
合 計		55,506,554	100.0	60,300,005	100.0	△4,793,451	△7.9

令和5年度の一般財源については、「普通交付税」309,122千円の増による「地方交付税」165,168千円の増や「法人事業税交付金」73,982千円の増等があった一方で、「繰越金」828,458千円の減や「臨

時財政対策債」283,500 千円の減等により、全体として 798,511 千円の減となった。

また、特定財源においては、「県支出金」106,300 千円の増等があったものの、「庁舎整備事業費債」など「市債（臨時財政対策債を除く）」2,997,200 千円の減や「国庫支出金」1,615,634 千円の減等により、全体として 3,994,940 千円の減となった。

一般財源の中で「市税」に次いで大きな比重を占める「地方交付税」については、前年度と比べて 165,168 千円の増となった。これは、「地方交付税」のうち、復興特区における課税免除等による減収補填の減等による「震災復興特別交付税」110,216 千円の減や、除排雪経費等の財政需要に対する「特別交付税」33,738 千円の減があるものの、基準財政需要額の増による「普通交付税」309,122 千円の増があったことによるものである。

③歳出状況

歳出については、令和4年度の 56,788,478 千円と比較すると 4,325,155 千円減の 52,463,323 千円となった。これは、令和4年度から令和6年度までの継続事業である「庁舎建設等事業費」や、「庁舎整備事業費」に係る経費の大幅な減、「財政調整基金」、「減債基金」など「積立金」の減等による「総務費」の減が主な要因である。また、学校給食費の公会計制度への移行等に伴う「学校給食食材購入費」の増等による「教育費」の増や、「低所得世帯支援臨時給付金給付事業費」に係る経費の増等による「民生費」の増があるものの、「総務費」の大幅な減に加えて、「土木費」、「商工費」等の減があり、歳出全体として減要因の額が増要因の額を上回ったことによるものである。

令和5年度当初予算時の「地方創生」枠の事業に係る経費については、「デジタル情報プラットフォーム整備事業負担金」、「新モビリティサービス推進事業負担金」など皆減した事業がある一方、スマートシティ推進のための「複数分野のデータ連携による共助型スマートシティ推進事業補助金（会津若松プラス運用事業）」など皆増した事業があった。また、結婚支援や移住支援など、少子化・人口減少に対応する事業について引き続き支出があった。

令和5年度は、21 億4千万円を超える「地方創生臨時交付金」が交付されているが、この臨時交付金を活用し、主に物価高騰対応重点支援のための各種事業が展開され、具体的には、「低所得世帯支援臨時給付金」、「低所得・子育て世帯追加支援給付金」、「子育て世帯学校給食費等臨時支援給付金」の給付に係る経費等の支出があった。

令和5年度の予算執行状況を見てみると、25 億5千万円を超える執行残額が生じている。その主な要因としては、「民生費」における低所得世帯支援臨時給付金給付事業費、生活保護法に基づく各種扶助費や、「衛生費」における新型コロナウイルスワクチン接種事業費など、支給の対象が多く、社会情勢に大きく左右されるなどの不確定要素が多い事業の執行残が挙げられる。近年の予算執行状況を見ると、令和4年度の約 28 億円を筆頭に、令和2年度以降、20 億円を超える執行残額が生じており、予算の過大見積りがなされていなかったのかなど、検証の余地を残している。

なお、令和4年度決算審査期間中に、「総務費」における不適正な事務による多額の不用額の存在が判明し、これについては別途、市において原因究明、今後の対応等の報告がなされ、令和5年度決算においては、その是正のための収入支出の対応が確認されたところである。

1) 目的別経費の状況(表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

目的別経費の状況は次のとおりである。

表6 一般会計 目的別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な目的別経費 (普通会計ベース)			
	令和5年度	令和4年度	前年度比較		令和5年度 (円)	令和4年度(円)		
	金額 (千円)	金額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
1 議会費	355,058	358,497	△3,439	△1.0	3,157	3,127	2,549	4,196
2 総務費	6,119,568	11,766,816	△5,647,248	△48.0	55,375	103,710	61,437	113,072
3 民生費	23,039,750	22,419,929	619,821	2.8	204,929	196,379	194,252	175,204
4 衛生費	4,437,878	4,403,304	34,574	0.8	40,252	39,191	42,318	59,430
5 労働費	60,440	58,595	1,845	3.1	696	858	769	1,088
6 農林水産業費	1,462,550	1,589,400	△126,850	△8.0	12,965	13,801	4,423	35,967
7 商工費	1,423,574	1,660,823	△237,249	△14.3	12,653	14,410	11,883	26,789
8 土木費	4,134,747	4,613,135	△478,388	△10.4	31,461	31,902	39,511	67,971
9 消防費	1,531,787	1,718,980	△187,193	△10.9	13,626	15,052	13,723	19,641
10 教育費	5,131,622	4,164,351	967,271	23.2	45,763	39,546	46,440	62,200
11 災害復旧費	0	677	△677	△100.0	0	6	702	9,592
12 公債費	4,766,349	4,033,971	732,378	18.2	45,593	38,797	34,593	47,492
合 計	52,463,323	56,788,478	△4,325,155	△7.6	466,470	—	—	—

目的別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和4年度と比較すると、増加額及び増加率が大きかったものは、「学校給食食材購入費」や「学校維持管理費」の増による「教育費」967,271千円(前年度比23.2%)の増や、「低所得世帯支援臨時給付金給付事業費」や「低所得・子育て世帯追加支援給付金給付事業費」の皆増による「民生費」619,821千円(前年度比2.8%)の増である。

一方、減少額及び減少率が大きかったものは「総務費」5,647,248千円(前年度比48.0%)の減である。これは主に、「庁舎建設等事業費(令和4年度から令和6年度までの継続事業)」や、「庁舎整備事業費」に係る経費の大幅な減によるものであり、令和4年度に対して令和5年度は、庁舎整備建築工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事及び電気設備工事に係る支出が減額し、情報設備工事や庁舎整備に伴う解体工事等に係る支出が皆減した。また、財政調整基金、減債基金等の積立金の減等があり、「総務費」が大幅に減となった。

このほか、「会津総合運動公園等維持管理費」及び同公園施設改修工事に係る経費の減や、「除排

雪対策に要する経費」の減による「土木費」478,388 千円（前年度比 10.4％）の減、「商工費」237,249 千円（前年度比 14.3％）の減、「消防費」187,193 千円（前年度比 10.9％）の減等により、全体として 4,325,155 千円（前年度比 7.6％）の大幅な減となった。

次に、住民一人当たりの経費についてである。ここでは、本市と類似団体平均及び県平均とを比較するために普通会計ベースでの値を用いることとする。令和5年度の歳出額で最も金額が大きいのは「民生費」204,929 円であるが、令和4年度の 196,379 円より 8,550 円増加しており、令和4年度の類似団体平均を 10,677 円、県平均を 29,725 円上回っている。次に金額が大きいのは「総務費」55,375 円であるが、令和4年度の 103,710 円より 48,335 円減少しており、令和4年度の類似団体平均を 6,062 円、県平均を 57,697 円下回っている。

2)性質別経費の状況(表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況)

性質別経費の状況は次のとおりである。

表7 一般会計 性質別経費の状況・住民一人当たりの額の状況

区 分	一般会計ベース				住民一人当たりの主な性質別経費（普通会計ベース）			
	令和5年度	令和4年度	前年度比較		令和5年度(円)	令和4年度(円)		
	金額(千円)	金額(千円)	増減額(千円)	増減率(%)	会津若松市	会津若松市	類似団体平均	福島県平均
人件費	7,935,230	8,320,150	△384,920	△4.6	70,505	72,768	62,374	84,041
扶助費	15,069,908	14,331,576	738,332	5.2	134,058	125,495	128,247	93,697
公債費	4,766,349	4,033,971	732,378	18.2	45,593	38,797	34,593	47,485
小計(義務的経費)	27,771,487	26,685,697	1,085,790	4.1	250,156	237,060	225,214	225,223
物件費	7,200,145	7,272,232	△72,087	△1.0	63,643	63,273	68,540	100,056
維持補修費	850,659	1,034,493	△183,834	△17.8	7,567	9,059	3,956	10,911
補助費等	7,033,248	7,624,537	△591,289	△7.8	62,557	66,759	48,395	78,434
積立金	883,912	2,216,888	△1,332,976	△60.1	8,123	19,412	21,823	48,148
投資・出資・貸付金	691,910	766,727	△74,817	△9.8	6,155	6,714	4,939	9,203
繰出金	5,558,263	5,504,446	53,817	1.0	46,263	44,734	37,292	47,129
普通建設事業費	2,473,699	5,682,781	△3,209,082	△56.5	22,006	49,762	41,921	94,025
災害復旧事業費	0	677	△677	△100.0	0	6	702	9,567
合 計	52,463,323	56,788,478	△4,325,155	△7.6	466,470	—	—	—

性質別歳出の状況について、一般会計ベースでの経費を令和4年度と比較すると、減少額及び減少

率が大きかったものは、「庁舎建設等事業費（令和4年度から令和6年度までの継続事業）」や、「庁舎整備事業費」の大幅な減等による「普通建設事業費」3,209,082 千円（前年度比 56.5%減）、財政調整基金、減債基金等の積立金の減等による「積立金」1,332,976 千円（前年度比 60.1%減）、「複数分野のデータ連携による共助型スマートシティ推進事業補助金」の減等による「補助費等」591,289 千円（前年度比 7.8%減）、定年延長に伴う退職手当の減による「人件費」384,920 千円（前年度比 4.6%減）である。

一方、増加額及び増加率が大きかったものは、「低所得世帯支援臨時給付金」や「低所得・子育て世帯追加支援給付金」の増等による「扶助費」738,332 千円（前年度比 5.2%増）、地方債の繰上償還に係る増等による「公債費」732,378 千円（前年度比 18.2%増）である。

次に、普通会計ベースでの住民一人当たりの経費についてである。令和5年度の歳出額で最も金額が大きいのは「扶助費」134,058 円であるが、令和4年度の 125,495 円より 8,563 円増加しており、令和4年度の類似団体平均を 5,811 円、県平均を 40,361 円上回っている。

「人件費」、「扶助費」、「公債費」といった、支出に裁量の余地が少ない「義務的経費」については、令和5年度において令和4年度より 13,096 円増加している。義務的経費の歳出総額に占める割合は、普通会計ベースで 53.6%となり、令和4年度における 47.7%よりも 5.9 ポイント高い割合となっているが、これは、「人件費」「扶助費」「公債費」ともに割合が高くなったためである。

④財政状況

1) 財政指標の状況(表8 財政指標の推移)

財政指標の状況は次のとおりである。

表8 財政指標の推移(普通会計ベース)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	類似団体平均 (令和4年度)	県内各市平均 (令和4年度)
財政力指数	0.624	0.624	0.615	0.770	0.598
経常収支比率	85.6%	86.1%	87.0%	92.1%	92.9%
実質公債費比率	4.8%	4.8%	4.9%	4.1%	6.9%
将来負担比率	30.8%	31.8%	27.1%	11.8%	28.0%

歳入と歳出を国の基準に基づいて比べた指数で、高いほど財政的に余裕があるとされる「財政力指数」は、令和5年度は 0.615 となり、令和4年度より 0.009 低くなった。これは、令和4年度の県内各市平均 0.598 より高いものの、類似団体平均 0.770 と比較すると低く、歳出に見合った歳入の確保に努めていく必要がある。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す「経常収支比率」は、前年度より 0.9 ポイント上がり 87.0%となった。これは、退職手当の減などにより人件費が減少した一方で、物価上昇の影響に伴う物件費の増や、生活保護法に基づく各種扶助費の増などに伴う扶助費の増によって、前年度決算から増加したためである。令和4年度における類似団体平

均 92.1%及び県内各市平均 92.9%と比較して低い水準にはあるが、弾力的な財政運営のために、義務的経費の財源や一般財源の確保に努めていく必要がある。

「実質公債費比率」については、平成 18 年度の 19.3%から令和4年度の 4.8%まで逡減してきたが、令和5年度は、0.1 ポイント増加し 4.9%となった。令和4年度の県内各市平均 6.9%を下回っているが、類似団体平均 4.1%を依然上回っている。本市の実質公債費比率の目標値である6%程度を下回っているものの、今後に必要な行政サービスを確保しつつ、公債費の抑制に努めていく必要がある。

「将来負担比率」については、令和5年度は 27.1%となり、前年度から 4.7 ポイント減少した。令和4年度の県内各市平均 28.0%を下回っているものの、類似団体平均 11.8%を上回っている。これは、地方債の現在高が減少したことに加え、標準財政規模が増大したことなどによるものである。

今後は、市における庁舎整備事業や会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「整備組合」という。）における廃棄物処理施設整備事業による市負担額の増加により、実質公債費比率及び将来負担比率ともに増大することが予想されることから、これらの財政指標の動向を注視していく必要がある。

2)市債管理の状況(表9 市債借入額と償還額の推移)

市債管理の状況は次のとおりである。

表9 市債借入額と償還額の推移(普通会計ベース)

(単位:千円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常の元金償還額	4,383,602	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373	4,260,905	4,250,397
繰上償還額	423,560	0	0	0	0	0	697,625
元金償還合計額	4,807,162	4,221,248	3,970,832	3,969,690	4,089,373	4,260,905	4,948,022
新規発行額	5,024,400	4,773,700	3,878,800	4,002,964	3,017,700	4,717,900	1,437,200
年度末残高	45,260,867	45,813,319	45,721,287	45,754,561	44,682,888	45,139,883	41,629,061
実質公債費比率	7.3%	6.2%	5.6%	5.1%	4.8%	4.8%	4.9%

※年度末残高には、災害援護資金は含まれていない。

本市においては、実質公債費比率が 18%以上の時期もあったが、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制することにより地方債残高を低減する取組を継続した結果、平成 29 年度には実質公債費比率が 7.3%まで逡減してきた経過にある。平成 30 年度からは、臨時財政対策債の発行額及び元金償還額を対象から除外し、普通会計において、市債の新規発行額を平成 30 年度から令和3年度までの4年間合計で元金償還額以下に抑えるという方針で市債管理を実施してきた。

令和3年 10 月に、市債管理についてのこれまでの取組の総括及び令和4年度以降の取組が公表された。この中で、令和3年度までの市債管理の方法では、新規発行可能な市債額が元金償還額の減少とともに抑制されること、交付税措置の有無が市債管理に反映されないこと、整備組合の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できないことなどの課題が報告され、令和4年度以降、従来の新規市債発行額と元金償還額を重視した管理ではなく、実質公債費比率の活用により、交付税措置や整備組

合負担金を反映した、実質的な負担を重視する管理を行っていくことが示された。具体的には、「実質公債費比率を一定の水準で維持する」という考えの下、各年度の実質公債費比率が6%程度となることを目標に、毎年度の実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成を通して、後年度の収支均衡が損なわれない市債発行の目安額を設定し、その範囲内で借入れを行っていくことを基本としながら管理するというものである。こうした取組のもと、令和5年度における実質公債費比率は前年度より0.1ポイント増の4.9%となったが、これは6%程度という目標値の範囲内であることを示している。

今後、市庁舎整備、県立病院跡地取得や整備組合における新ごみ焼却施設整備に係る市債の借入れが予定されているが、公的資金を含めた借入金金利の上昇も予想されることから、適切な市債管理に努めていく必要がある。また、整備組合における廃棄物処理施設(マテリアルリサイクル推進施設)の整備については、想定していた工事費より大きく上昇する見込みであり、消防施設整備の在り方も含め、整備組合や関係機関との協議を密にし、過度な負担とならないよう将来負担比率も含めた適正な市債管理に努めていく必要がある。

3) 基金の状況(表10 一般会計 基金積立状況、表11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況、表12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較)

基金の状況は次のとおりである。

表10 一般会計 基金積立状況

(単位:千円)

基金名		令和4年度末残高	決算年度中増減額	令和5年度末残高
1	国際的ふるさと会津創生基金	138,635	△26,337	112,298
2	奨学資金給与基金	18,668	△1,999	16,669
3	庁舎整備基金	3,563,880	△36,523	3,527,357
4	社会福祉基金	73,177	7,690	80,867
5	財政調整基金	2,852,005	138,117	2,990,122
6	郷土研究奨励基金	9,636	△39	9,597
7	減債基金	1,056,832	△553,939	502,893
8	遠藤恵也図書購入基金	10,017	△1,000	9,017
9	院内御廟整備基金	3,601	0	3,601
10	ふるさと・水と土保全基金	644	0	644
11	河東地域ふるさと創生基金	4,069	△2,393	1,676
12	板橋好雄奨学 資金貸与基金	現金	39	6,350
		貸付金	△39	5,537
13	子ども未来基金	69,501	30,305	99,806
14	ふるさと寄附金基金	46,944	90,665	137,609
15	公共施設維持整備等基金	870,165	39,998	910,163
16	まちの拠点整備等基金	1,104,539	27	1,104,566
17	森林環境基金	35,475	△2,585	32,890
18	企業版ふるさと寄附金基金	15,500	15,828	31,328
19	早乙女貢文化振興基金	0	150,000	150,000
合計(現金のみ)		9,879,599	△152,146	9,727,453

表 11 財政調整基金及び減債基金積立・取崩状況

(単位:円)

区 分	財政調整基金		減債基金	
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
積立額 (A)	1,148,115,326	138,116,866	700,030,393	146,061,348
取崩額 (B)	0	0	150,000,000	700,000,000
増減額 (A) - (B)	1,148,115,326	138,116,866	550,030,393	△553,938,652
現在高	2,852,005,269	2,990,122,135	1,056,832,213	502,893,561

表 12 財政調整基金残高及び減債基金残高の他市との比較

(単位:千円)

年 度	区 分	会津若松市	類似団体平均	県内各市平均
令和4年度末	財政調整基金残高	2,852,005	5,013,463	5,094,600
	減債基金残高	1,056,832	1,271,879	1,881,965
令和5年度末	財政調整基金残高	2,990,122	—	—
	減債基金残高	502,893	—	—

一般会計の基金については、令和5年度末における残高が 9,727,453 千円となっており、令和4年度末残高と比べ 152,146 千円(前年度比 1.5%)の減となった。これは、主に減債基金の取崩しが大きかったことによるものである。

減債基金については、146,061 千円の積立て及び 700,000 千円の取崩しを行った結果、令和5年度末残高は 502,893 千円となった。当該基金の額に特段の目安はないが、市債管理とともに当該基金の推移にも留意していく必要がある。

また、財政調整基金については、令和5年度において 138,117 千円を積み立てたことにより、令和5年度末残高は 2,990,122 千円となった。当該基金残高の額は、一般的には標準財政規模の 10%が適正とされており、令和5年度は目安である 2,934,718 千円(29,347,185 千円×0.1)を達成したといえるが、令和4年度の類似団体平均及び県内各市平均と比べて少ない状況にある。

地方財政法第7条第1項では、「各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と規定されているが、これに基づく適正な対応はもとより、より安定的かつ効果的な基金の運用に努めていくことが求められる。

なお、令和5年度は新たに、文化や歴史の普及促進に要する資金に充てるため、「早乙女貢文化振興基金」が設置されたが、各種基金の運用に当たっては、基金の設置目的に沿った適切な対応が期待されている。

⑤まとめ

1)実質収支にみる財政規律の検証

令和5年度の一般会計決算額は、歳入において庁舎整備に係る市債や繰越金、各種交付金等の国庫支出金などが前年度より大幅に減少し、総額では7.9%縮小した。同様に歳出についても庁舎建設等事業費や財政調整基金及び減債基金への積立金、定年延長による退職手当などが前年度より大幅に減少したため総額は7.6%縮小した。その結果、実質収支額は約27億8千万円となり、実質収支比率も9.5%と3年続けて高い水準となっている。

実質収支は、歳入における収入の超過や歳出における不用額が多いと結果として多額となるものであり、財政運営の良否を判断する重要なポイントとなっている。このため、決算における剰余金を翌年度の予算編成に活用していくということは、一見安定した財政運営の手法に見えるが、一方で市民サービスへの還元という側面からは黒字の額が多ければ多いほど良いとは一概にはいえないことから、当該年度の執行状況を踏まえながら剰余金を適正な規模としていくことも重要な視点である。

具体的には、市税は東日本大震災以降最高額となる約159億円となり、当初予算と比べて約3億円の増、過去3か年の合計では15億円を超える上振れの状況となっている。市税は一般財源であり、また自主財源であることから、上振れした増額分が市民サービスへどのように反映されたのかという点では事業効果が分かりにくく、単に繰越金や財政調整基金等への積立金として次年度予算へ組み込まれていくだけの構造となっており課題の一つといえる。

また、本市の財政運営は、平成15年度に経験した財政危機を契機に、財政規律として「中期財政見通しの策定による歳入に見合った歳出構造の堅持」、「総枠配分方式による予算編成」、「市債の適正管理」の3本柱を構築して行われてきたが、このうち、特に、財政調整基金等からの繰入れが現在のように容易に見込める財政状況が続いているときには、部局マネジメントをいかした「総枠配分方式による予算編成」は一旦検証し、見直しの検討をする必要があると思料するものである。

なぜなら、前年度に不用となった財源を基にした予算編成においては、歳入に見合った歳出構造という名のもと、結果して事業予算の査定が甘くなっていないか、無駄な支出につながっていないか、そして、更なる不用額の発生につながっていないか、などの懸念が生じるためであり、特に決算後の補正予算において、財政調整基金を財源として大型予算が組まれやすいことも、それがまた執行残となり次年度への繰越金の増加につながっている要因ではないかと思料するからである。

このため、自主財源である市税収入等が一定程度確保されている間に、単年度において確実に見込める歳入に見合った歳出となるような予算編成への改善が必要であると思料するものであり、真の財政規律を堅持した運営が望まれる。

2)財政指標から見えるもの

財政指標においては、実質収支比率とともに経常収支比率及び財政力指数の数値に変化が見られた。経常収支比率は財政の弾力性を示すものであり、財政力指数は文字通り財政力を示す数値であるが、いずれも令和3年度及び令和4年度からみて好ましいとはいえない傾向が見られ懸念されるところである。

特に、経常収支比率が高くなっているのは、義務的経費における人件費のうち定年延長制度導入に

より退職手当が減少した一方で、扶助費や公債費の増加により分子となる経常経費充当一般財源の額が増加したことが要因であり、令和6年度には退職手当の増加が確実に見込まれることから当該指標の今後の動向には注視していく必要がある。

3)不適正な事務への対応等

令和5年度においても不適正な事務への対応が行われたところである。

令和5年9月に市が公表した「職員健康診断事業における不適正な事務対応について」により、歳入において不適正な事務対応に係る充当金を、歳出においては補償費や私費支払分の返還金をそれぞれ計上し、執行したところであるが、これに関連して令和6年度でも「公務災害等事務における不適正な事務対応について」が報告され、これに関する措置が講じられている。

また、令和4年度に発覚した児童扶養手当等の支給に係る公金詐欺事件では、歳入において児童扶養手当等不当利得返還金が記されているが、調定額には到底及ばない収入金額であることから一日も早い損害額の回収に努めていく必要がある。

加えて、ここ数年、課税誤りや算定誤りなどの不適切な事務が表面化しており、その他にもヒューマンエラーといわれる作業ミスも数多く発見されている。さらには、補助金交付や委託契約においては、事業目的に照らすと交付要綱や仕様書などの制度設計が甘いことから、適切とはいえない支出や多額の執行残が生じており、このようなことが続けば結果して市民の間に不公平感が生じることとなり行政不信へとつながりかねないものである。

これらに対する再発防止策として、市は全庁的に適正な予算執行管理の取組を強化し、新たに財務主任を配置するなど事務手順におけるチェック体制を徹底して行うこととしている。

今後は、法令や制度運用に対する理解を深めるため職員一人ひとりの研さんや全体の奉仕者としての公務員倫理の向上などが重要であると思料することから、内部統制的な取組を早急に制度化し健全な業務遂行体制の構築を望むものである。

4)持続可能なまちづくりのために

市の第7次総合計画は、計画期間の中間年度を過ぎ後期に入っているが、計画に掲げるビジョンや政策目標の実現に向け、昨年度から「EBPM(証拠に基づく政策立案)」の手法も取り入れ、緊急度や優先度の高い事業について政策や施策の効果をデータ等に基づいた適切な評価を行いながら、特に「政策分野 39 まちの拠点」においては、庁舎整備事業をはじめ、県立病院跡地利活用事業や会津若松駅前都市基盤整備事業などについても着実に具現化を図ろうとしており、加えて、人口減少、少子化対策としての子育て支援等に関しても全庁的な課題認識のもと重層的に取り組んでいるところである。

現在は、新たな第8次総合計画策定に向けたキックオフ事業も始まっており、長期的展望に立って目指すべき本市の将来の姿を市民の皆様を示しながら、幅広い意見等を取り入れていくことで、当該計画が総合的かつ計画的な市政運営の指針となるよう期待するものである。

そのような矢先、令和6年4月24日に民間の有識者グループである「人口戦略会議」が公表した、「若年女性人口」の減少によって「消滅可能性」がある自治体に本市も該当したことには衝撃を受けた。今後は、更なる危機感をもって人口減少対策に取り組んでいくことは勿論必要であるが、現実的な人口

目標の設定に留意しながら、市民のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること)の向上などに傾注していくことも重要な視点である。

そのためには、市民に最も身近な地方公共団体として、市民生活の安全と安心はもとより、より一層の満足度を高め、社会経済の変化にも的確に対応できる活力ある持続可能な地域社会を目指していかなければならない。今後とも行政運営においては不断の行財政改革を実行し、引き続き最小の経費で最大の効果が発揮され、真の市民サービスの向上に資することができるよう期待するものである。

⑥用語説明

項目	用語説明
普通会計	個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な掌握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。 本市の場合、一般会計と扇町土地区画整理事業特別会計のうち、保留地処分に係る事業費を除いたものを合算したもの。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。 実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。 (計算式) 実質収支 ÷ 標準財政規模 × 100
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。 (計算式) 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額(3か年平均)
經常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度經常的に支出される経費(經常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度經常的に収入される一般財源(經常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。 この指標は、經常的経費に經常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。 (計算式) 經常経費充当一般財源 ÷ 經常一般財源(減収補填債特例分及び臨時財政対策債を含む) × 100
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。 (計算式) $\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ (3か年平均) 準元利償還金：次のイからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子

将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。(※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額) 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。 (計算式) $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ 将来負担額：次のイからチまでの合計額 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの) - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 - ト 連結実質赤字額 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
---------------	---

(2)特別会計(水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計を除く)意見

①収支状況(表1 各特別会計 収支状況)

収支状況は次のとおりである。

表1 各特別会計 収支状況

(単位:円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (C)=(A)-(B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)=(C)-(D)	単年度収支
国民健康保険	11,310,530,779	11,091,538,688	218,992,091	0	218,992,091	△ 177,192,298
観光施設事業	349,966,985	306,385,933	43,581,052	0	43,581,052	43,307,082
地方卸売市場事業	100,869,163	93,373,633	7,495,530	0	7,495,530	6,991,974
扇町土地区画整理事業	724,982,855	471,408,773	253,574,082	0	253,574,082	△ 55,135,230
介護保険	13,420,845,412	12,860,314,444	560,530,968	0	560,530,968	△ 117,558,763
三本松地区宅地整備事業	108,829,217	5,878,400	102,950,817	0	102,950,817	△ 5,878,400
後期高齢者医療	1,520,788,132	1,510,802,762	9,985,370	0	9,985,370	922,480
合 計	27,536,812,543	26,339,702,633	1,197,109,910	0	1,197,109,910	△ 304,543,155

各特別会計の歳入歳出決算の収支状況は上記のとおりである。形式収支及び実質収支については、全ての特別会計が黒字となっている。特別会計の中には単年度収支がマイナスとなっているものもあるが、これは、前年度実質収支が当年度実質収支より大きかったことによるものであり、7特別会計のそれぞれの収支状況を見ても問題がある状況にはない。

②一般会計からの繰入金(表2 一般会計からの繰入金の状況)

一般会計からの繰入金は次のとおりである。

表2 一般会計からの繰入金の状況

(単位:千円)

区 分		令和5年度		令和4年度		比較増減
		繰入金額	歳入に占める割合 (%)	繰入金額	歳入に占める割合 (%)	
会普通	扇町土地区画整理事業	412,213	56.9	445,675	53.6	△ 33,462
公営企業会計	観光施設事業	2,492	0.7	44,676	15.5	△ 42,184
	地方卸売市場事業	2,316	2.3	10,605	12.2	△ 8,289
	三本松地区宅地整備事業	0	0.0	0	0.0	0
事業会計 その他の公営	国民健康保険	1,298,548	11.5	1,306,844	11.5	△ 8,296
	介護保険	2,094,278	15.6	2,040,231	15.7	54,047
	後期高齢者医療	398,386	26.2	396,631	26.7	1,755
合 計		4,208,233	15.3	4,244,662	15.6	△ 36,429

一般会計からの繰入金合計額は、4,208,233 千円であり、前年度と比べ 36,429 千円の減となっているが、特別会計の歳入総額 27,536,812 千円に占める割合は 15.3%となっている。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰り入れられるものであり、その割合は、財務内容等により異なっている。特別会計は特定の事業を行うため特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して収支経理を行う会計であることに考慮し、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計においては一層の歳入確保に努める必要がある。

③特別会計の市債残高(表3 特別会計に係る市債現在高状況)

特別会計の市債残高は次のとおりである。

表3 特別会計に係る市債現在高状況

(単位:円)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
観光施設事業	129,100,000	129,100,000	0	—
地方卸売市場事業	42,701,290	30,100,752	12,600,538	41.9
扇町土地区画整理事業	1,312,763,578	1,658,078,659	△ 345,315,081	△ 20.8
合 計	1,484,564,868	1,817,279,411	△ 332,714,543	△ 18.3

7特別会計のうち市債残高があるものは、上記の3特別会計である。令和5年度末市債残高の合計は 1,484,564 千円であり、令和4年度末と比較すると 332,714 千円(前年度比 18.3%)の減となっている。これは、地方卸売市場事業特別会計において水槽棟ポンプ改修工事及び高圧受変電設備改修工事のために企業債を発行したものの、扇町土地区画整理事業特別会計においては、令和3年度の面的整備の完了により市債残高が減少し、特別会計全体の市債残高の減となったところである。

財政の健全化に当たっては、一般会計のみならず、特別会計も含めたトータル的な捉え方が必要であり、後年度の収支均衡が損なわれないような市債の管理に努めていく必要がある。

④各特別会計の収支状況

特別会計全体についての決算審査意見は前述のとおりであるが、個別の特別会計のうち、付すべき意見としては次のとおりである。

1) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計の状況は次のとおりである。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
歳入	国民健康保険税	1,918,572,655	1,959,341,761	△ 40,769,106	△ 2.1
	国庫支出金	393,000	434,000	△ 41,000	△ 9.4
	県支出金	7,656,481,501	7,779,811,775	△ 123,330,274	△ 1.6
	繰入金	1,298,548,035	1,315,252,427	△ 16,704,392	△ 1.3
	その他	436,535,588	356,996,427	79,539,161	22.3
	合計 (A)	11,310,530,779	11,411,836,390	△ 101,305,611	△ 0.9
歳出	総務費	348,474,720	348,263,508	211,212	0.1
	保険給付費	7,598,228,288	7,712,492,674	△ 114,264,386	△ 1.5
	国民健康保険事業費納付金	2,626,759,541	2,777,917,528	△ 151,157,987	△ 5.4
	保健事業費	112,716,335	118,600,016	△ 5,883,681	△ 5.0
	基金積立金(準備金積立金)	375,164,019	8,836	375,155,183	著増
	諸支出金	30,195,785	58,369,439	△ 28,173,654	△ 48.3
	合計 (B)	11,091,538,688	11,015,652,001	75,886,687	0.7
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		218,992,091	396,184,389	△ 177,192,298	△ 44.7

※歳入合計額(11,310,530,779 円)には、未還付額 2,354,300 円が含まれている。

加入世帯数及び被保険者数

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
加入世帯数(世帯)	15,104	15,496	△ 392	△ 2.5
被保険者数(人)	22,355	23,277	△ 922	△ 4.0

国民健康保険事業運営安定化基金(国民健康保険準備金)状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末現在高	199,930	293,806	294,588	286,188	661,352

※令和4年度までは国民健康保険準備金の額を、令和5年度は国民健康保険事業運営安定化基金の額を記載した。

令和5年度の国民健康保険特別会計については、歳入総額は11,310,530,779円であり、前年度に比べ101,305,611円(前年度比0.9%)の減となり、歳出総額は11,091,538,688円であり、前年度に比べ75,886,687円(前年度比0.7%)の増となり、歳入歳出差引額である形式収支は、218,992,091円の黒字となっている。

歳入総額が減となった主な理由は、加入世帯数・被保険者数の減に伴い国民健康保険税が減少し、保険給付費の減に伴いその補填財源となる県支出金(普通交付金)が減少したことによるものである。

令和5年度末現在の加入世帯数は、15,104世帯(前年度比2.5%減)、被保険者数は22,355人(前年度比4.0%減)と、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行(75歳到達)の影響により、加入世帯数・被保険者数とも減少傾向にある。

なお、本市の国民健康保険税の収納状況については、調定額は2,646,812,976円(前年度比2.8%減)、収入済額は1,918,572,655円(前年度比2.1%減)、現年度分の対調定収納率は93.20%(前年度比0.27ポイント増)となり、県内13市中では前年度に引き続き10位であった。なお、前年度に比べポイントは上がったものの、県の国民健康保険運営方針で示している被保険者規模別目標収納率の94.37%には届かなかった。滞納繰越分の対調定収納率は18.55%(前年度比0.90ポイント増)、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は72.49%(前年度比0.54ポイント増)と前年度より増加し、不納欠損額は21,985,939円(前年度比13.0%減)となっている。引き続き、収納率の向上に向けて努力されたい。

「保険給付費」については7,598,228,288円(前年度比1.5%減)となり、一人当たり医療費は385,988円(前年度比3.1%増)と前年度に比べ11,669円増加している。増加した理由としては、被保険者の高齢化と医療の高度化によるものと推測される。

「国民健康保険事業費納付金」については、2,626,759,541円(前年度比5.4%減)と前年度に比べ減少している。内訳としては、医療給付費分が1,768,026,008円、後期高齢者支援金等分が630,902,608円、介護納付金分が227,830,925円となっている。

「保健事業費」については、112,716,335円(前年度比5.0%減)となり、内訳としては疾病予防費が12,372,268円(前年度比3.1%減)、特定健康診査等事業費が100,344,067円(前年度比5.5%減)となっている。

特定健康診査事業や特定保健指導事業等の取組は、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、医療費の抑制にもつながっていくものである。

そのため、市は、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とした市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病等の医療費の増加を招く疾病の予防やそれを減少させるための健康課題の解決に向けて、特定健康診査事業・特定保健指導

事業等の保健事業に取り組んできた。また令和6年度からの取組として新たに、市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画を策定したところである。被保険者の多くは高齢者が占めており、健康の保持増進のためには、健康への意識づくりや疾病予防など、幅広い取組が必要となることから、医療機関、関係団体等との連携をさらに図り、効果的かつ効率的に計画を推進されたい。

また、これまでの国民健康保険準備金は、令和5年度より国民健康保険事業運営安定化基金に変更したところである。これは、国民健康保険事業費納付金の納付に要する経費の不足に充てる目的のほか、将来的に被保険者数の減少や一人当たりの医療費の増加が見込まれること、また令和11年度に予定される県内保険料(税)水準の統一を踏まえ、被保険者の国民健康保険税の負担緩和を可能にするため、積立ての上限額を廃止し、用途を拡大したものである。今後、国民健康保険特別会計の安定的な運営を担う基金として活用されたい。

国民健康保険については、平成30年度から「財政運営の県単位化」となり、県は財政運営の責任主体に、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うという役割分担で実施されている。県は、福島県国民健康保険運営方針において、令和6年度から令和10年度までを保険料(税)水準の統一に向けた移行期間、令和11年度を統一の目標年度としており、現在、様々な事務について各市町村と協議及び検討中とのことではあるが、円滑に移行がなされるよう、さらには、被保険者の負担が緩和されるよう意を用いてもらいたい。

2)観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の状況は次のとおりである。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
歳入	事業収入	83,746,923	0	83,746,923	皆増
	繰入金	209,048,000	154,603,367	54,444,633	35.2
	諸収入	10,581,916	22,384,484	△ 11,802,568	△ 52.7
	国庫支出金	21,650,000	64,340,000	△ 42,690,000	△ 66.4
	その他	24,940,146	15,167,321	9,772,825	64.4
	市債	0	31,100,000	△ 31,100,000	皆減
	合計 (A)	349,966,985	287,595,172	62,371,813	21.7
歳出	総務費	55,054,245	33,824,253	21,229,992	62.8
	若松城天守閣費	236,141,566	200,034,072	36,107,494	18.1
	若松城整備費	12,847,096	53,103,369	△ 40,256,273	△ 75.8
	隣閣費	1,813,653	56,212	1,757,441	3,126.5
	駐車場費	7,644	7,454	190	2.5
	公債費	521,729	295,842	225,887	76.4
	合計 (B)	306,385,933	287,321,202	19,064,731	6.6
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		43,581,052	273,970	43,307,082	15,807.2

若松城整備等基金状況

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初残額	391,111,702	392,693,357	296,730,377
積立額	10,326,655	13,964,520	28,761,709
取崩額	8,745,000	109,927,500	206,556,000
年度末残高	392,693,357	296,730,377	118,936,086

令和5年度の観光施設事業特別会計については、歳入総額 349,966,985 円、歳出総額 306,385,933 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 43,581,052 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支についても同額である。

歳入総額は、前年度に比べ 62,371,813 円(前年度比 21.7%)の増となり、事業収入、繰入金の増が主な要因である。

歳出総額は、前年度に比べ 19,064,731 円(前年度比 6.6%)の増となり、総務費、若松城天守閣費の増が主な要因である。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行したことにより、天守閣入場者数及び入場料収入も回復し、観光施設収入は当初予算 51,630,000 円に対して、83,746,923 円と上回った。支出においては、観光施設の長寿命化及び日常的な維持管理に関する基本方針等を策定する史跡若松城跡内施設長寿命化計画策定業務委託を実施した。

若松城整備等基金においては、28,761,709 円を積み立て、206,556,000 円を取り崩した。この主な要因は、令和4年度から繰り越した若松城天守閣展示リニューアル業務委託と史跡若松城跡内施設長寿命化計画策定業務委託の実施によるものである。その結果、当該基金の残高が少なくなってきた状況である。今後の整備を計画的に実施するため、当該基金を増やす方策の検討を進められたい。また、観光施設の維持・修繕等に要する経費については、長寿命化計画に基づき、優先順位をつけながら順次改修等を進められたい。

今後は、史跡内の資源を有効活用した若松城等における新たな魅力づくりを図り、本市への再来訪の動機付けとなり、市内全体の観光入込に大きく寄与するよう引き続き事業を展開していくよう努められたい。

3)扇町土地区画整理事業特別会計

扇町土地区画整理事業特別会計の状況については、次のとおりである。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
歳入	使用料及び手数料	40,320	63,625	△ 23,305	△ 36.6
	繰入金	412,213,000	445,675,000	△ 33,462,000	△ 7.5
	繰越金	308,709,312	120,274,395	188,434,917	156.7
	諸収入	4,020,223	265,620,589	△ 261,600,366	△ 98.5
	合計(A)	724,982,855	831,633,609	△ 106,650,754	△ 12.8
歳出	土地区画整理事業費	113,512,603	126,935,493	△ 13,422,890	△ 10.6
	公債費	357,896,170	395,988,804	△ 38,092,634	△ 9.6
	合計(B)	471,408,773	522,924,297	△ 51,515,524	△ 9.9
形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)		253,574,082	308,709,312	△ 55,135,230	△ 17.9

事業の進捗状況(令和5年度末現在)

区 分	事業の進捗状況		進捗率(%)
仮換地指定	1,947 件	／ 1,947 件	100.0
建物移転	516 件	／ 516 件	100.0
都市計画道路	5,250.2 m	／ 5,250.2 m	100.0
区画道路	18,003.8 m	／ 18,003.8 m	100.0
事業費	32,870,888 千円	／ 32,920,000 千円	99.85

令和5年度の扇町土地区画整理事業特別会計については、歳入総額 724,982,855 円、歳出総額 471,408,773 円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 253,574,082 円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支についても同額である。

扇町土地区画整理事業は、昭和 57 年度に総面積 107.3ha で都市計画決定、昭和 63 年度に事業認可を受け、平成2年度から本格的に工事が開始された。

平成4年度には、保留地の処分を開始するに当たり、地方自治法第 209 条第2項の規定に基づき特別会計を設置し、6度目となる事業計画変更を行い、総事業費を 32,920,000 千円、事業期間は清算期間を含めた令和 11 年8月 31 日までとし、事業を進めているところである。

面的整備は令和3年度に 100%完了しており、令和5年度には残る1件の保留地の売却を行い、全 551 件の処分が完了した。換地処分及び住所変更等の業務を経て、年度末現在における総事業費に対する事業進捗率は 99.85%となった。

令和6年度からは、5年間で総額約 830,000 千円の清算業務を行う予定となっているが、当該事業は長期の事業となったことから、土地所有者の高齢化や、土地の売買や相続も生じている。精算金の徴収においては、個別相談等の対応に留意しながら 公平性を保つために期間内の完了に努められたい。

4)介護保険特別会計

介護保険特別会計の状況は次のとおりである。

歳入・歳出決算及び形式・実質収支

(単位:円)

区 分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)
歳入	保険料	2,576,515,300	2,560,655,900	15,859,400	0.6
	国庫支出金	3,072,025,841	3,107,141,683	△ 35,115,842	△ 1.1
	支払基金交付金	3,133,866,000	3,091,792,000	42,074,000	1.4
	県支出金	1,835,680,083	1,880,959,820	△ 45,279,737	△ 2.4
	繰入金	2,117,807,000	2,040,231,000	77,576,000	3.8
	その他	684,951,188	314,374,107	370,577,081	117.9
	合計 (A)	13,420,845,412	12,995,154,510	425,690,902	3.3
歳出	総務費	278,348,914	255,540,372	22,808,542	8.9
	保険給付費	11,100,425,818	10,923,238,001	177,187,817	1.6
	地域支援事業費	799,330,751	763,788,257	35,542,494	4.7
	基金積立金	190,069,000	130,221,000	59,848,000	46.0
	諸支出金	492,139,961	244,277,149	247,862,812	101.5
	合計 (B)	12,860,314,444	12,317,064,779	543,249,665	4.4
	形式収支(実質収支) (C) = (A) - (B)	560,530,968	678,089,731	△ 117,558,763	△ 17.3

※歳入合計額(13,420,845,412 円)には、未還付額 4,011,700 円が含まれている。

介護給付費準備基金状況

(単位:円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初残額	686,461,202	1,094,919,649	1,225,140,649
積立額	408,458,447	130,221,000	190,069,000
取崩額	0	0	23,529,000
年度末残高	1,094,919,649	1,225,140,649	1,391,680,649

令和5年度の介護保険特別会計については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)の最終年度に当たり、歳入総額は 13,420,845,412 円(前年度比 3.3%増)となった。このうち「介護保険料」の収入済額は 2,576,515,300 円(前年度比 0.6%増)となった。

歳出総額は 12,860,314,444 円(前年度比 4.4%増)であり、このうち「保険給付費」は 11,100,425,818 円(前年度比 1.6%増)、「地域支援事業費」は 799,330,751 円(前年度比 4.7%増)といずれも増加している。「介護給付費準備基金積立金」については、令和4年度決算に伴う剰余分等の 190,069,000 円を積み立てる一方、財源調整のため一部を取り崩して、「介護給付費準備基金繰入金」として 23,529,000 円を介護保険特別会計に繰り入れたところであり、令和5年度末基金現在高は 1,391,680,649 円となった。

以上の結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、実質収支ともに、560,530,968 円の黒字となった。この繰越金については、介護給付費等の確定に伴う、国・県等への負担金等の返還金、一般会計への繰出金及び介護給付費準備基金へ積み増しをするなど調整を要することに留意しなければならない。

介護保険は、3年間の介護保険事業計画に基づき、介護給付費等の必要量を見込み、その期間を通じて同一の保険料を設定しており、決算に伴う剰余分については介護給付費準備基金に積み立てし運用している。健全な介護保険運営のため、過大な基金残高とならないよう介護給付費準備基金残高と保険料設定の在り方については、引き続き留意されたい。

本市においても総人口は年々減少している一方、65 歳以上の高齢者数は増加し、高齢化が進んでいる。また、要介護認定者数についてはここ2年ほど横ばいの傾向であるが、要支援1から要介護1までの軽度認定者の割合が高い。65 歳以上の高齢者に占める要介護認定者数(第1号被保険者)の割合は約 20%で、特に、軽度認定者数の割合が約 53%と高い状況となっている。さらには、2025 年(令和7 年)には、「団塊の世代」が 75 歳以上を迎え、2040 年(令和 22 年)にはその子の世代も 65 歳以上となるなど、高齢化は更に進行し現役世代人口の減少が加速していくことが見込まれており、このことに伴い介護や支援を必要とする方も更に増加していくものと予想されている。

このような中、市は、令和6年3月に高齢者福祉施策の推進のため、前計画に引き続き市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定し、この計画において高齢者福祉や介護の分野はもとより、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、各分野の枠組みを超えて、住み慣れた地域において、すべての人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会の実現」を目指している。介護保険特別会計においても当該計画の多くの主要な施策を担うことから、その推進に向け、引き続き努められたい。

(3)財産に関する調書意見

①一般会計

当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

財産の現在高状況(一般会計)

会計	区 分		単位	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
一般会計	公有財産	土地	㎡	7,033,764.09	32,714.15	7,066,478.24
		建物	㎡	486,403.33	127.06	486,530.39
		山林(立木の推定蓄積量)	㎥	62,830.10	1,256.60	64,086.70
		動産(浮棧橋)	個	1	0	1
		物権(地上権)	㎡	913.00	0	913.00
		無体財産権(商標権)	件	7	0	7
		有価証券(株券)	千円	190,370	0	190,370
		出資による権利	千円	928,317	509	928,826
	物品	車両	台	222	△4	218
		器具備品	台	1,332	14	1,346
		計	台	1,554	10	1,564
	債権		千円	18,081	△526	17,555
	基金		千円	9,879,599	△152,146	9,727,453

1)公有財産

土地は、7,066,478.24㎡であり、前年度に比べ 32,714.15㎡増加しているが、これは主に、扇町土地区画整理事業の進行に伴い、換地処分により扇町公園の登記を行ったため、公園面積の増加によるものである。

建物は、486,530.39㎡であり、前年度に比べ 127.06㎡増加しているが、これは主に城前団地の新築及び解体によるものである。

なお、山林(立木の推定蓄積量)の増は、所有山林の立木の成長分(推定値)が主なものである。

2)物品

物品(取得価格 50 万円以上のもの)は、1,564 台であり、前年度に比べ 10 台増加しているが、これは各種物品の増減等の総計で車両4台の減及び器具備品 14 台の増によるものである。

3)債権

債権は、17,555 千円であり、前年度に比べ 526 千円減少しているが、これは、災害援護資金貸付金の償還による減少である。

4)基金

基金は、9,727,453 千円であり、前年度に比べ 152,146 千円減少しているが、これは、財政調整基金やふるさと寄附金基金等が増加したものの、減債基金が大幅に減少したことなどによるものである。

なお、令和6年3月18日に早乙女貢文化振興基金条例が施行され、150,000千円を原資とする「早乙女貢文化振興基金」が新たに設置された。

②特別会計

水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計を除く7特別会計を集約した当年度の財産に関する現在高状況は、次表のとおりであり、主な増減理由は次のとおりである。

財産の現在高状況(特別会計)

会計	区 分		単位	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
特別 会計	公有財産	土地	m ²	178,864.54	0.00	178,864.54
		建物	m ²	19,518.55	0.00	19,518.55
		出資による権利	千円	30,000	0	30,000
	物品	車両	台	3	0	3
		器具備品	台	166	2	168
		計	台	169	2	171
	債権		千円	19,843	0	19,843
	基金		千円	1,808,058	363,910	2,171,968

1)公有財産

7特別会計のうち、土地・建物等の公有財産を有するものは、地方財政法施行令第46条の規定により公営企業に位置付けられている観光施設事業、地方卸売市場事業及び三本松地区宅地整備事業の3特別会計と、普通会計に属する扇町土地区画整理事業特別会計の計4特別会計である。

そうした状況において、4特別会計全体で、土地 178,864.54m²、建物 19,518.55m²及び出資による権利 30,000 千円であり、いずれも増減はなく前年度と同様である。

2)物品

物品(取得価格 50 万円以上のもの)は、171 台であり、前年度に比べ2台増加している。これは、観光施設事業特別会計における屏風、刀剣の寄附受入があったためである。

3)債権

債権は、国民健康保険特別会計の支払基金積立金(連合会預託金)のみであり、前年度と同額の 19,843 千円である。

4)基金

基金を有する特別会計は、国民健康保険、観光施設事業及び介護保険の3特別会計であり、基金残高は 2,171,968 千円で、前年度に比べ 363,910 千円増加している。

この主な要因は、若松城整備等基金積立金が減少したものの、国民健康保険事業運営安定化基金

及び介護給付費準備基金が増加したことによるものである。

会津若松市基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類		1
第2 審査の対象		1
第3 審査の着眼点		1
第4 審査の主な実施内容		1
第5 審査の実施場所及び日程		1
第6 審査の結果		1
第7 審査の意見		1
第8 基金の運用状況		1

基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

第2 審査の対象

令和5年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第9節 基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているかなどを主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるかなどの諸点に留意し関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局

審査実施日程 令和6年6月17日から同年8月7日まで

第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、令和5年度において新たに1名の貸付が行われた一方、当該年度中の返還完了者がいなかったため、令和5年度末の貸付は前年度末14名から1名増の15名となった。

今後とも、当貸与基金の意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できるよう配慮されたい。

第8 基金の運用状況

令和5年度は、1件500,000円の貸付、54件539,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の125円を繰り入れした結果、令和5年度末で預金6,350,921円、貸付金5,537,000円(貸付15名)となった。